

令和 5 年 11 月 28 日

第 28 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和5年11月28日
午後1時30分～午後3時10分
場所 出水市役所本庁 大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	(欠員)	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	(欠員)	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三			31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男

(2) 欠席委員

農地利用最適化推進委員

24番	三原 仁	27番	武宮 豊
-----	------	-----	------

その他出席者

戸崎、浦崎、大島、庵

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 7号	非農地判断について

議長

皆様こんにちは。

ただいまから第28回出水市農業委員会定例総会を開会いたしたいと思います。

本日は、農業委員全員の出席ですので、定足数に達しております。

推進委員は、24番〇〇委員、27番〇〇委員から欠席届が提出されております。

議事録署名委員を指名いたします。17番〇〇委員、18番〇〇委員を指名いたします。

日程4

会期を本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

（「異議なし。」と言う者あり。）

会期は本日1日限りといたします。

日程5

諸般の報告

総会後の業務報告等（会長報告、省略）

合意解約等の報告（事務局報告、省略）

農地形質変更届について（事務局報告、省略）

議長 それでは付議事件、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

はじめに、委員の除斥がありますので、〇〇推進委員の退席をお願いします。

(29番〇〇推進委員退席)

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 〇〇委員、調査結果の報告をお願いいたします。

16番 16番〇〇です。

11月24日、〇〇委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を報告します。

なお、現地調査には、〇〇推進委員も同行しておりますが、審議には参加しておりません。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第11-2項地籍図は15ページの右側になります。

申請地は青木茶屋から北東へ約50mのところにあります。許可後は水稻を耕作されるということでした。現地は水稻が刈取りをされているという状況で、今後も、水稻を作付けされるというような状況でした。特に問題等はございませんでした。

以上、所有権移転、第11-2項は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と判断しました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第1号農地法3条の規定による許可申請第11-2項については、許可と決定いたします。

(29番〇〇推進委員入室)

議長 それでは事務局、引き続き説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 〇〇委員、調査結果の報告をお願いいたします。

16番 16番〇〇です。

調査日時等につきましては先ほど説明しましたので省略します。

第11-1項、地籍図は、15ページの左側になります。

申請地は、江川野交差点から南西へ約500mのところにあります。許可後は水稻を耕作されるというようなことです。現地は斜線部分のところなんです、その隣に〇〇〇〇番〇、田とありますが、ここが奥さん名義の土地でありまして、これと一緒に一つにするというようなことで、現在両方ともきれいにされているような状況で、特に問題はございませんでした。

以上、所有権移転、第11-1項は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、〇〇委員をお願いします。

13番 13番〇〇です。

11月22日、〇〇委員、〇〇推進委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第11-3項から第11-7項までを報告いたします。

第11-3項、地籍図は16ページ、左側を御覧ください。

申請地は、AZホテルから西へ約750mのところでありまして、許可後は、カンショ、野菜を耕作されるということです。申請人との関係は知人です。畑地帯でありまして、何も問題ないところかなというふうに思いました。

第11-4項、地籍図は16ページの右側を御覧ください。

申請地は米ノ津小学校から北西へ300mぐらいのところにあります。許可後は野菜を耕作されるとのことで、申請人との関係は他人です。

これは、畑の隣に家があるんですけどもその家を購入されて、前に畑があると、そこに野菜をつくるということで、これも何も問題ないのかなというふうに判断をいたしました。

第11-5項、地籍図は17ページの左側を御覧ください。

申請地は、切通小学校から南西へ約80mから200mという広いところになります。許可後はタマネギを耕作されるとのことで、申請人との関係は他人です。これは、結構広くて1町3反ぐらいあるのかなと、相当荒地でありました。それでこれはもう、前回は許可をしたところは、開墾をされておりました。それで今度申請されるところも同様に開墾をされて、その後また次を申請されるのかなというので、開墾されているのを見たときに、これで全部やっつけば、この荒地がきれいになるのかなというふうに思ったところでした。問題はないのかなというふうに思います。

第11-6項、地籍図は17ページ、右側を御覧ください。

申請地は、切通小学校から北東へ約600mのところにあります。許可後は梅を耕作されるということです。申請人との関係は知人ということで、現地は傾斜地なんですけれども、梅を植えるのには問題ないのかなというふうに思ったところです。園地はきれいになっておりました。問題ないのかなというふうに思います。

第11-7項、地籍図は18ページの左側を御覧ください。

申請地は東出水小学校から南東へ約250mのところにあります。許可後は、カンショを耕作されるということです。申請人との関係は他人です。ここも住宅を建てられて、その娘さんと親と一緒にカンショをつくるということで、畑としてカンショをつくるのに、問題はないのかなというふうに思いました。

以上、所有権移転、第11-3項から第11-7項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、〇〇委員お願いします。

14番 14番〇〇です。調査日時は先ほど報告ありましたので省略いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第11-8項から第11-11項及び賃借権の設定、第11-101項までを報告いたします。

第11-8項、地籍図は18ページ右側を御覧ください。

申請地は、出水小学校から南東へ約750mのところにあります。許可後は、大根を耕作

されるということです。申請人との関係は他人です。今のところ〇〇〇〇番と〇〇〇〇番〇なんですけど、ここにクヌギを植えてあってこれを伐根してから植えるというようなことで、草のほこり具合から見て、畑作には適しているのかなあと感じたところでした。

第11-9項、地籍図は19ページ、左側を御覧ください。

申請地は、一本松休憩所から北東へ約1.7kmのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことです。申請人との関係は甥です。〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇というようなところ、田んぼとありますがその真ん中に入るところで、何ら周りも田んぼというようなことで、問題ないと感じております。

第11-10項、地籍図は19ページ右側から、20ページ左側を御覧ください。

申請地は、大川内中学校から南西約450m及び南へ約350mのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことです。申請人との関係はいとこといことです。ここも、周りが田んぼで稲を刈った後というようなこともあって、きれいに耕作されると思われますので、何ら問題はないと思います。

第11-11項、地籍図は20ページ右側を御覧ください。

申請地は、上場小学校から約100mのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。〇〇〇〇番の田、〇〇〇〇番の田、〇〇〇〇番の田、これがですね、6月総会のときに許可が出たというようなことで、今、申請が上がっている〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番の田というようなことで、前に許可が出てこれだけを許可しないというのなものなあとというようなことで、上のほうというか、右側のほうは皆さんも御存知のとおりコスモスを栽培されているところなんです。特に問題はないと思います。

賃借権の設定、第11-101項、地籍図は21ページ左側を御覧ください。

申請地は、出水消防署から北西へ約50mのところにあります。許可後はブロッコリー、カリフラワー、キャベツを耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。今、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇宅地ではありますが、こここのところに〇〇〇番〇のこここのところから、入って行ってですね、今現在耕作をして、ブロッコリー、カリフラワーをつくってあるようです。それで今度新たに〇〇〇番〇のところ、それと〇〇〇番〇〇のところを借りてつくるというようなことで、入り口はもう、しっかりされていて、周りにも、迷惑がないようですので、問題ないと感じております。

以上、所有権移転、第11-8項から第11-11項及び賃借権の設定、第11-101項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断をいたしました。

議長 事務局並びに調査員の報告を受けました。

御意見御質問をお受けいたします。

10番 10番〇〇です。

ちょっとお尋ねしたいんですが、第11-3項、これは2年ぐらい前に、その方に許可して、1年で、売ったということですかね。違反じゃないと思いますけども、そう思いましたので質問します。

議長 事務局お願いします。

事務局 今、御質問のあったところですけども、高尾野町下水流の〇〇〇〇番、こちらは今回の譲渡人の方が、昨年、3条の許可もらって、取得をされたところです。耕作の状況としては確認したんですけども当時、許可を受けた時点では不耕作地でありまして、そのときユン

ボとかが入って、きれいにされる準備がされていたような状態だということで伺っております。で、今回、申請地を現地確認、現地調査したときには雑草等も刈ってあって、今、何かが植えてある状態ではなかったんですけども、きれいに管理されている状態ではありました。今回は、その隣接の宅地のほうに住まれている譲受人の方が、隣の畑を家庭菜園として使用したいということで、そういうこともあって、申請に至ったということで代理人のほうから伺っております。

議長 よろしいですか。

はい、〇〇委員。

4番 4番〇〇です。

この申請は、うちの近くでございまして、先ほど〇〇委員からありましたように、1年前ですかね、カンショを栽培するというところで3条許可が出たところなんですけど、その後、もう皆さん御存じのように事務局からも説明があったように、何もしてなかったということで、ここ最近近くの〇〇〇〇番〇のほうに誰か住まれているなというのは感じておりました。その後、最近、今申請されたところがきれいにされておりましたので、これ何かあるのかなあと思ったところが、今月の総会に出ているような状況でございました。経過としては、栽培はされてなかったということで、報告します。以上です。

議長 指摘がございましたように今、そういう流れの中で結局、現況が変わりつつあるし、今現在〇〇委員それから〇〇委員が申されましたように今、申請どおり素直に作付されれば、何ら問題はないんじゃないかなということで、皆さん方の御意見です。

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可と決定いたします。

議長 続きまして議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。初めに議事参与の制限に該当する委員さんがいらっしゃいますので、20番〇〇推進委員の退室をお願いいたします。

(20番〇〇推進委員退室)

議長 それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員の審議結果の報告をお願いします。

13番 13番〇〇です。11月22日、〇〇委員、〇〇推進委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは調査員の報告どおり適当と決定いたします。それでは入室をお願いします。

(20番〇〇推進委員入室)

議長 それでは事務局、説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員、審議結果の報告をお願いいたします。

14番 14番〇〇です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようでございます。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 次に議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

用途区分変更第1項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について用途区分変更第1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員報告をお願いいたします。

3番 3番〇〇です。11月24日午後、〇〇委員と〇〇推進委員、私と事務局職員で調査した結果を御報告いたします。

地籍図は64ページを御覧ください。

申請地は、美原町、安原自治公民館より東へ1,000mほどに位置し、不耕作の畑です。

申請面積は、新たに鳥インフルエンザ発生時の埋却地として利用する面積として8,449㎡であり、妥当と思われます。造成については、現状のまま利用し、雑木、竹の伐採等を行い、不測の事態に備えるとのことでした。雨水については、自然流下とのことでした。

調査の結果、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当することから、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、やむを得ないと判断をいたしました。

以上です。

議長 続きまして、除外第1項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (除外第1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

12番 12番〇〇です。11月24日、〇〇委員と〇〇推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。除外の第1項です。

地籍図は、65ページの第1項を御覧ください。

申請地は、大野原町、古賀農園より西へ60mほどに位置し、不耕作の畑です。申請地は、かなり雑草が高くなっていました。地籍図、第1項、第2項、第3項を見て分かるように、〇〇〇番の農地を三つの区画に分け、それぞれ住宅と通路をつくる予定です。

まず第1項、申請面積は、一般住宅1棟及び通路を建設する面積として、468㎡であり妥当であると思われ、造成については、30cmから40cm程度盛土をして、隣接地境界にはブロックを3段積むそうです。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝に流すとのことでした。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われ、

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断をいたしました。

以上です。

議長 続いて除外第2項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (除外第2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

12番 12番〇〇です。除外の第2項です。

地籍図は65ページ、第2項を御覧ください。

申請地は、大野原町、古賀農園より西へ60mほどに位置し、不耕作の畑です。第1項と同じ場所です。

申請面積は、新たに建築条件付き土地1区画及び通路を建設する面積として401㎡であり、妥当であると思われます。造成については第1項と同じで、また生活雑排水、雨水についても同じです。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題なく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

以上です。

議長 続きます、除外第3項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (除外第3項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

12番 12番〇〇です。

申請地は、第1項、第2項と同じく、大野原町、古賀農園より西へ60mほどに位置し、不耕作の畑です。

地籍図は、65ページの第3項です。

申請面積は、新たに一般住宅1棟及び通路を建設する面積として402㎡であり、妥当だと思われます。造成及び生活雑排水、雨水についても、第1項と第2項と同じです。説明を省かせていただきます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

議長 用途区分変更並びに除外につきまして事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きます、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請第11-1項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番○○です。調査日時等については、先ほど報告しましたので省略いたします。

地籍図は、70ページ左を御覧ください。

申請地は、中央町、コスモス中央店より南へ70mに位置し、管理がよくされている不耕作の田です。

申請面積は、一般住宅1棟を建設する面積として、488㎡であり妥当と思われます。造成については、道路の高さまで約1m埋め立て、隣接地境界にはL型擁壁を設置するそうです。生活雑排水は下水道へ、雨水については排水路へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です

議長 続いて、第11-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第11-2項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

16番 16番○○です。

地籍図は70ページの右側になります。

申請地は、高尾野町下水流、Aコープ下水流店より120mほどのところに位置しており、現在は不耕作の畑です。

申請面積は、新たに一般住宅1棟を建築する面積として、442㎡であり、妥当と思われます。造成につきまは現状のままということです。隣接地境界にはブロック等を積むということです。生活雑排水は下水道、雨水につきまは道路側溝へ流すということです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続いて、第11-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第11-3項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番○○です。第11-3項については、63ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、用途区分変更第1項で説明しましたので省略いたします。

許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きます、第11-4項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第11-4項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

○○委員、調査の報告をお願いします

3番 3番○○です。

地籍図は71ページ右側を御覧ください。

申請地は、中央町、コスモス中央店北側に位置し、防草シートが張っており、草が少し生えていました。現在不耕作の田です。申請地は貸店舗1棟を建築する面積として、412㎡であり妥当と思われます。許可後は飲食店を開かれるとのこと。造成については、道路の高さまで60cm程度埋め立て、生活雑排水については下水道へ、雨水については道路側溝へ流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第11-5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第11-5項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番〇〇です。

地籍図は、72ページ左側を御覧ください。

申請地は、高尾野町大久保、コメリ高尾野店より北へ85mほどに位置し、現在不耕作の畑です。

申請面積は、倉庫、車庫、駐車場として利用する面積として、187㎡であり、宅地である〇〇〇〇番〇と一体利用することで妥当であると思われます。造成については50cm程度盛土をし、隣接地境界にはブロックを設置するそうです。雨水については、道路側溝へ流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして第11-6項について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第11-6項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

12番 12番〇〇です。

地籍図は、72ページの右側を御覧ください。

申請地は、高尾野町大久保、昭興自治公民館北側に位置し、現在不耕作の畑です。高台にありましたが、雑草はきれいに刈られていました。

申請面積は、資材置場及び通路を建設する面積として、1,979㎡であり妥当であると思われます。造成については現状のまま利用し、隣接地境界については擁壁を設けるそうです。雨水については、道路側溝へ流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第11-7項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第11-7項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

15番 15番〇〇です。11月24日、〇〇委員と、〇〇推進委員、私、それから、事務局職員で調査した結果を報告いたします。

申請地は、高尾野町上水流、株式会社光心より南150mほどに位置し、現在不耕作の畑です。

地籍図は73ページ左側を御覧ください。

申請面積は、新たに建築条件付き土地、1区画分の面積として348㎡であり、妥当と思われます。造成につきましては、道路の高さにあわせて30cmほど盛土をして、隣接地境界にはブロックを積むそうです。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第11-8項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第11-8項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番〇〇です。調査日時等については先ほど報告しましたので省略いたします。

地籍図は73ページ右側を御覧ください。

申請地は、上鯖淵、日添自治公民館より南西へ250mほどに位置し、現在不耕作の畑です。

申請面積は、重機等の駐車場として利用する面積として、1,408㎡であり、妥当であると思われます。造成については、前面道路より高いため、1mほど切土をし、再生砂利敷きとして、隣接地境界には法面保護を実施されるそうです。雨水については自然流下とのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして、第11-101項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第11-101項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

12番 12番〇〇です。

申請地は、高尾野町大久保、高野山公園より北西へ300mに位置し、昨年度より資材置場として一時転用している田です。工事が終了していないので、一時転用の延長に伴い再申請されるとのことです。雨水は自然流下とのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

はい、〇〇委員。

14番 14番〇〇です。

佐賀で鳥インフルエンザが出たというようなことで、今回ブロイラーの埋却予定地としての申請ですが、この申請地のそばに、ため池とかはあるんですかね。ため池があれば、仮に埋却した場合、自然流下で地下浸透すると思うんですが、そうなったときにどうなるのかなと思ったもんですから。そこらあたりを教えてください。

議長 ○○委員にお願いしたいと思います。

10番 10番○○です。

○○○○○○は安原の上のほうにあるんですが、入口は朝熊から上ってきます。それでその上の頂上のところにあるんですよ。それで、私も質問しようかなと思っていたんですが、そこに埋めたら、ちょうど尾根ですから、両側に液が流れるんじゃないかなあと。それで、北側に流れれば、豊原のため池があるんですよ。ミカン山があって、ため池がありますから、緩衝地的ではあるんですが、ため池があります。流れるかもしれません。反対側には安原の川があって、そこは、以前鶏舎を消毒したその液が流れて川が汚れたこともあります。そのくらい流れていくというところですよ。野田のような状況にならないければいいですが。

議長 野田の場合は数も多くて大変な思いっていうか、地域住民の方々もですね大変気苦労されて、県のほうも、再度埋め直しをしたというような状況ですが、そこらあたりについては何かありますか。

事務局 はい、もともとリンゴ園のところで傾斜地は使えないと。鶏を飼養している面積からしたら相当広い面積を確保しております。斜面のところまでは埋却はしないと。そういう意味では、多分、排液が漏れて出るようなことにはならないと思っております。斜面は全部残すと。真ん中のとこだけ掘って、当然ブルーシートを張って石灰を入れてという、そういう準備にはなろうと思いますけど。とりあえず発生してから遠くに運ぶことができないというようなことで、今回隣接地に相談ができたので、斜面の部分が大部分ありますが面積的にこれだけ広く、申請があったということになります。

あわせて言いますと埋却予定地については、転用の中では、農業用施設という位置づけにしてあります。これは国がこういう政策にしたときにですね、いざ発生して隣の農地に埋めたいとなったときには、農地法がひっかかってくるということで、今までの制度でいきますと、山林を購入して、自分の鶏舎の周りを確保している方もいらっしゃるし、今回はたまたま農地だったということで、農地を農地として使う、発生するまでは畑として使いますということであれば、3条の取得になります。ただ、万が一のときはそこに埋めますよということですよ。

今回みたいに農振地域ですけども、農業用施設の扱いですから用途区分変更と転用についても、農業用施設ということで転用許可を受けるということで、ここについてはもう、埋却する以外は用途として使えないということになっておりますので、あわせてお伝えをしておきます。以上です。

議長 ほかにございませんか。

はい、○○○委員。

5番 5番○○○です。

すいませんこちらで飼っている羽数は何羽ぐらいなのでしょう。

事務局 はい。15万羽を飼養しているということですのでございます。

議長 ○○○委員どうぞ。

7番 7番○○です。

ブロイラーですので60日くらい飼うのかな。ひよこの時点で鳥インフルエンザにかかればそれほどの体積にはならないんですが、3kgくらいまでは大きくはなるので、いつの時点でかかるのかでも大分違います。野田の場合採卵でしたので、卵も一緒に埋めているから、影

響もあったのかなという気がしますので、ブロイラーの場合は、多分影響はないんじゃないのかなという気がします。

また、糞についてもブロイラーは、のこくずが敷いてありますので、ドロドロではないし、レイヤー（採卵）の場合はドロドロの部分がありますので、そういう部分もちょっと違うのかなという気がします。発生しないほうが一番いいんですけども、ブロイラーとレイヤー（採卵）の違いはそういうところですのでよろしくお願いいたします。

議長 ○○委員から説明ございましたように採卵とブロイラーは若干、違うという判断です。よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議長 それでは議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第7号、非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号、非農地判断について、第11-1項について説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

12番 12番〇〇です。調査日調査委員は先ほど報告いたしましたので、省略いたします。
議案第7号、非農地判断第11-1項です。

申請地は、高尾野町大久保、高野山公園より南へ450mほどに位置し、不耕作の田です。
地籍図は77ページの第11-1項を御覧ください。調査に行ったのはよく晴れた日中でしたが、現地は道路の両側から大きな木の枝が垂れ下がっていて、本当に薄暗く夕方のような感じでした。立会人の方の説明によりますと、昔、水は何かなくなっただけですけども、シカとかサルとかイノシシなどの被害が大きく、道路も舗装されていないしさらに、坂になっており大変だったそうです。

申請地も、現在はもう山林化しており、農地への復元は困難な状況でした。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第11-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第11-2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

15番 15番〇〇です。調査日調査委員は、報告いたしましたので省略いたします。

申請地は、荘、鶴荘学園より南へ170mに位置し、不耕作の畑です。申請地は、既に山林化しており農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第11-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第11-3項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

17番 17番〇〇です。調査日時等につきましては説明しましたので省略します。

申請地は高尾野町下水流、Aコープ下水流店より西へ400mほどのところに位置し、現在は不耕作の畑です。

地籍図が78ページの左側になります。

申請地は、既に山林化しておるということで大体3mから4mほどの大木が立っております。農地への復元は困難というふうに思ったんですが、若干気になるところがありまして、地籍図を見ていただきますと、左側ですが、かぎのような形になっておりますが、下のほうのちょっと細くなってきた部分、ここの部分が、右の畑の〇〇〇〇番〇畑ありますが、ここと先のほうが合体したような格好になっておりまして、その部分は農地として使えるというような形になっておりました。全体面積からしますと、目検討なんですけど、1割から1割5分ぐらいの、ここの非農地としての面積に当たるようです。全体からしますと、一部というようなことですので、我々としては一応、非農地としては、承認できるんじゃないかとい

うふうに判断しました。ただこういったのが私始めてだったもので、皆さん方から御意見等があれば出していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長 続きまして、第11-4項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第11-4項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いいたします。

15番 15番○○です。地籍図は78ページの右側になります。

申請地は、上知識町、コスモス八幡店より北へ50mほどに位置し、不耕作の畑です。

申請地は、既に宅地化しており、農地への復元は困難な状態です。○○番○というのがこの方のお宅になるんですけど○○番のところで事業をなさっていて、その事業の倉庫に、もう既になっております。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして第11-5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第11-5項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

15番 15番○○です。地籍図は79ページ左側です。

申請地は、高尾野町江内、JA江内事業所より西へ180mに位置し、不耕作の畑です。

申請地は既に宅地化しており、農地への復元は困難な状態でした。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

以上です。

議長 ○○委員からもし皆さん方から聞きたいことがあればというご意見がありましたが、何かございませんでしょうか。

はい、○○委員。

16番 16番○○です。

全体の面積が922㎡ですので、目検討で見たときは、1割5分ぐらいですので、120から130㎡ぐらいが、農地として使える状態にあったというようなことで、8割以上は使えないというようなことなんですが、そこをどう見たらいいかということで、協議をしました。ただもう8割以上が使えないとなれば、もう承認せざるを得ないなというような我々の審議の結果でした。

議長 はい、そういうような調査員の判断、並びに報告でございました。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長

その他について、事務局から何かございませんか。

(その他)

○活動記録簿について(事務局説明 省略)

○農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選(募集期間)について(事務局説明 省略)

議長

その他、皆さん方から何かございませんか。

ないようです。以上をもちまして、第28回出水市農業委員会定例総会を終了いたします。
お疲れさまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印